

平成 29 年度 第 2 回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

日 時：平成 30 年 2 月 19 日（月）10：00～12：40

会 場：桜の馬場 城彩苑 多目的交流室

出席者：平井委員長、伊東（龍）委員、伊東（麗）委員、今村委員、谷崎委員、富田委員、西嶋委員、西村委員、毛利委員、山尾委員、和田委員

文化庁記念物課 五島調査官、熊本県文化課 村崎課長補佐

欠席者：北野委員・北原委員・千田委員・田中委員・永田委員・西形委員・長谷川委員・吉田委員

事務局：経済観光局：中村局長、文化スポーツ交流部：村上部長、観光部：三島部長

文化振興課：濱田課長

熊本城総合事務所：津曲所長、野本副所長、濱田副所長

熊本城調査研究センター：渡辺所長、網田副所長

ほか

次第1	開会
-----	----

次第2	経済観光局長 挨拶
中村経済観光局長	<p>本日は大変お足元が悪い中、またお忙しい中にご出席をいただき、誠にありがとうございます。昨年の4月に発足いたしましたこの委員会ですが、本年度は全体的な委員会としては2回目ということでございます。これまで各部会において、例えば熊本地震で被災しました熊本城の修復についての検討でしたり、優先して取り組んでおります天守閣の展示など公開のあり方などについてご検討いただいております、これまでに文化財修復検討部会を3回、天守復興部会を5回開催いただきまして、それぞれ活発なご議論をいただいております。また、保存活用計画におきましては、別に策定を行っております復旧基本計画との整合をはかるために、昨年未までに事務局で必要な修正を行わせていただきまして、本年1月からパブリックコメントを実施させていただいたところでございます。本日は、この1年間でご審議をいただきました項目を振り返りつつ、各部会において承認・決定された内容についてご報告をお願いしたいと考えております。また、熊本城の復旧状況でありますとか、熊本城復旧基本計画案の概要などについてもご報告をさせていただく予定でございます。それでは、委員の皆様には大変恐縮でございますが、最後までどうぞ宜しくお願いします。</p>

次第3	審議事項 各専門部会の検討事項報告に対する審議 計画策定部会（資料1）
平井委員長	<p>皆さん、今日はどうもありがとうございます。宜しくお願い致します。名簿上おわかりのように、今日はかなり欠席が多く、20人中8人欠席という嘆かわしい状況ですが、この委員会には何人いれば成立するかという成立規定がないようですので、私一人でも委員会が開けるとい、そういう委員会のございますので、どうぞ宜しくお願い致します。今日は、各部会の報告を伺うだけというお話しを最初は聞いていましたが、そうではなく、委員会としてその報告に対してご審議をいただく機会にしたいと思っておりますので、どうぞ皆様方から忌憚のないご意見をいただいて、この会を進めていきたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。それでは、まず最初に計画策定部会につきまして、今村部会長から宜しくお願いします。</p>

今村委員	当部会で審議してきた保存活用計画は、平成 28 年度末で概ね内容が固まっておりますが、熊本城復旧基本計画との整合を図るため、平成 29 年度に合わせて策定することとしておりました。そのため、計画策定部会では審議は昨年度末で一旦終了し、その後計画の骨格に関わるような大きな修正がある場合以外は部会長である私と事務局で協議して修正することを、昨年度末に計画策定部会でご了承いただきました。これを踏まえ、今年度熊本城復旧基本計画との調整、また、文化財保護法改正の動き、千葉城地区の活用等による修正内容について事務局と協議した結果、必要な修正と認め、了解したものです。修正内容を十分検討した結果、部会は開催しませんでした。各委員に適宜改訂案・修正案を送付し、ご意見を伺うよう事務局に指示をしたところです。それでは、事務局より資料及び保存活用計画の最終案の概要について説明をいたします。
事務局	濱田文化振興課長より、資料 1 特別史跡熊本城跡保存活用計画【概要版】(案)、別紙 1 を説明
平井委員長	それでは、事務局の説明に対してご意見のある方はお願いします。
毛利委員	説明いただきました中で、今まで特別史跡の熊本城跡の保存活用については始終議論をしてきましたが、特別史跡でないところの熊本城域についての議論がされていないと感じています。特に城域の中の三の丸公園の中にあるテニスコート、それ以外の県立美術館と市博、県営野球場、桜馬場城彩苑、第一高校、国立病院、護国神社とか、一応そういう条件で設置していいというお話がありましたが、古城地区にあった、西南戦争が始まる前の明治 4 年に設置されたジェーンズ邸のことが、今年の 1 月から一昨日までの 4 回説明会・意見交換会がっておりますが、この保存活用委員会の中ではそういった議論が出ていないので、ぜひ議論として活用の仕方、保存の仕方について話し合うべきではないかと思えます。
平井委員長	ありがとうございました。これについてはどうですか。
事務局	今の毛利委員のご指摘ですが、これは昭和 57 年度版の計画でも改訂予定の保存活用計画でも同様ですが、特別史跡の範囲を旧城域まで広げることを目指すということなので、城域についても基本的な考えは特別史跡同様、様々な必要な制限がかかってくることを大原則として今までご審議いただいてきたと考えております。ジェーンズ邸については、今回のパブリックコメントでもございまして、ここに記載をしております本市の考え方が原則ですが、特別史跡として、これは城域についても同様なのですが、慎重な調査研究に基づく必要がありますので、いわゆる史実に基づかない施設の、城域への移築は困難であると考えております。もちろん、創建地である第一高校の体育館というところは大変尊重すべきところですが、そこでない限りにおいては近くであっても、城域は史実に基づかないという意味において適当な場所とはいえないと考えております。
平井委員長	ありがとうございます。今の市の方針はいかがでしょうか。
毛利委員	まだ意見はたくさんありますけれども、とりあえず、これで。
平井委員長	私の方もジェーンズ邸のことはちょっと気になることですが、元の位置に戻せないからその位置でなければだめだというのは、非常に頑なな方針だと思っておりますが。近ければ、私は構わないのではないかと。お城のそばならいいのではないかというくらいの感じはもっている。そうでなければ、ばらばらになったまどこかに保存しておいて、建てられるまでにそこに保存しておかれたらどうなんでしょうかというふうに思っておりますが。
毛利委員	委員長、もう一言だけすみません。今のと関係ありますけれども、幕末の頃の本丸以外の 5 つの地域にどういう建物があったのかという図面があると思うので、ぜひ私たちに開示していただいて、その本丸以外の各建造物について、例えば古城地区にどういう建造物があったから、そこをどう保存していくか。そこを特別史跡に指定して、そして保存をしていく、そういうことをぜひ

	示して、図面でわかるようにしていただきたい。
事務局	ジェーンズ邸のことについては、毛利委員をはじめ地域の皆様方と、現在も色々ご相談や意見交換をしているところですので、必要な資料、あるいは私どもで可能なものは色々やりとりをして、協議しております。
毛利委員	図面はどうか。本丸以外の地域にあった幕末頃の図面。建造物の。
事務局	調査研究センターです。幕末の頃ということは、ジェーンズ邸とか洋学校とかが建てられる前の配置ですか。
毛利委員	そうです。いわゆる、幕末の頃を想定して保存活用していくということが前提となっているので、その前提になっている幕末の頃に各地区にどういう建造物があったのか、あるいは遺構が残っているのか。そういう図面があったら、ここで開示してもらいたい。
事務局	調査研究センターでこれまでの調査研究の成果をまとめるということで、総括報告書の作成を進めているところです。今年度、「資料編」ということで、絵図や古写真等のそういう資料を集約して、印刷物としての刊行は来年度に予定しているのですが、今その資料をまとめつつあるので、そういったところで、この委員会の方で提示したり、あるいは新町地区の方でそういったものを使って参考にしたいということがあれば、こちらがもっている資料は提示するようにしたいと思います。
毛利委員	三の丸地区の森本櫓のすぐ前に、今テニスコートがありますよね、それから第一高校もそうなんですけど、どういう理由で設置されたのか、よく理解できないので、そこを含めた考え方をちゃんとしておいてほしいかと。ジェーンズ邸がだめであればですね、なぜ三の丸にテニスコートを置くのか、第一高校を持ってきたのか、そういう議論になっていくと思いますので、学習施設、あるいは熊本城の価値を高めるというものであれば、そこにそのものがなくても認めるということであれば、私としても保存活用委員会にもその経緯をちゃんと報告しておいて、この建物は現在こういう理由で残っておりますと報告をしてもらいたいと思う。
平井委員長	よろしく願いいたします。
西嶋委員	この保存活用計画は、概ね 30 年の道のりですね。この 30 年間はどのように進めて行くべきなのかということが、この計画で示されるということですがけれども、30 年前に作られて、それを改訂される時に熊本地震が発生したというふうに、その計画の非常に大きな変更用件になりかねないような大地震が起きているわけですね。それからもう一つ、文化財保護法の見直しのことが少しふられましたが、今その、地域で協議会を作って、地域で文化財を主体的に活用していくという施策が文化庁からどんどん出てきている状況ですね。そういう二つの大きな変化が起こったということで始まろうとしている二つの要素がありますよね。それに対してこの 30 年間どういうふうに対応していくのか。例えば、復旧基本計画、今日委員会が午後あるのですが、行幸坂は 20 年間一般の人たちが入れないという計画が立てられている。それはその活用とかに関連して、どう影響を 20 年間及ぼしていたのか、当然その検討というのが活用部会がありますけれども、活用部会が一切開かれずに、JT 跡地とか NHK 跡地、合同庁舎の話がどんどん外から。ジェーンズ邸のこともそうですね、そういう活用部会が開かれずに、外からどんどん話がかかってくるような状態。その基本方針としてはわかるのですが、そういう色々な変化が起こっている事実を、どういうふう保存活用の中で受け止めて活かしていくのか。私のメモだと、前回の委員会では山尾委員から、災害史の観点から、災害の遺構の取り扱いのお尋ねもあっていましたし、それはその時は復旧基本計画の中で考えますというようなお答えがあっ

	<p>たように私は書いていますが、そういう説明があるのかどうか知りませんが、そういうところは、抜け落ちて時間がたってしまったのかな、という印象は否めません。ただ、基本的なルールが定まらないことには、前に進められないということがあるでしょうから、10年ごとに見直しますということではなくて、やはり熊本地震と文化財行政であるとか、ジェーンズ邸のような地域固有の問題は、発生しているときは随時迅速に対応して、進められている方向がそれであるのかどうか、情報の共有は地域も専門家もできているのかということ、しっかりチェックをして運用していただかないといけないという反省点が、結果的にこの議論の中から出てきているんじゃないかというふうに理解をしています。</p>
平井委員長	<p>これについては、どうですか。</p>
事務局	<p>西嶋委員のご指摘の通りだと思います。先程も概要版で述べました通り、計画期間としては概ね30年程度として10年を目途に見直しを考えておりますが、おっしゃるとおり文化財保護法の改正、あるいは諸条件、色々な動きがあると見込んでおりますので、これに伴って必要な修正があると考えた場合には、10年に限らず見直していくべきものと考えております。</p>
伊東委員	<p>別紙1という色がついている地図ですけれども、その中の新町地区というものがありますが、その中の整備方針と書いてある赤い字で「新町城下町ゾーン」と書いてある上のところで、「城下町の風情を感じられる町並みづくりに努める」と書いてある部分についての意見として、やはりここはもう少し文化財的にきちんとした調査に基づいた町並みにできないでしょうか、そういう文言に変えられませんか、という発言をしておりました。それはそれであったんですけども、その後、地震の後に、熊本市では地震の報道などを通じてですけれども、こちら記憶があやしいところがあるのですが、この地域を歴史まちづくり法の重点地区にして、守っていくんだという方針を出されたというふうに認識していますが、そうだとすると、「風情」を残していくということでは少しまずいのではないかと、そのへんを重点地区にするということをお前提とした書きぶりに変えるべきではないかという気がしました。変えなくていいんだらうかという気がしたのですが、いかがですか。</p>
事務局	<p>委員がおっしゃる通り、現在、経済観光部局と都市建設部局が連携し、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の検討を開始しています。そこで、新町地区も重要な地区でございます。ここでいう「城下町の風情」としておりますのは、もちろん今後個別具体的には町並みのことを規定していくわけですが、特に対象のエリアの中で新町地区が「城下町の風情」を色濃く残しているの、あえてこの文言は「城下町の風情」ということで残させていただいて、それを感じることができる町並みづくりに努めるという、少し広い概念で書かせていただいたところです。そういうことですので、実際は震災後の歴史的建造物の復旧や、歴史的風致維持向上計画に基づいて、広くこの新町地区の町並みづくりに努めておりますので、そういうことで「風情」ということの表現を残しています。</p>
伊東委員	<p>文化財ということになるとすると、「風情」というものはあまりにも漠然としていて、本来、もしかしたら格子がついていないところに格子を付けるというようなことにも、今まではお金が出ていたような頃もあったように聞いていたので、それではまずいだらうという気がする。ちょっと、この「風情」というのは、ここに合わないような気がします。</p>
平井委員長	<p>もう少しきちんとした考え方でやってほしいということのようですが、その点はどうぞ宜しく。</p>
事務局	<p>委員のご指摘も踏まえまして検討させていただいて、部会長や委員長に相談させていただきたいと思っております。</p>

平井委員長	もう少しきちんとしたことを考えてもらいたいと思います。
宮武委員	<p>今の伊東先生のご指摘とも関わってくるのですが、初めてお会いする委員の方もたぶんいらっしゃいます、一回目の委員会は欠席させていただいたものですから。佐賀大学の宮武と申します。委員名簿の中では、分野では歴史学（石垣）となっていますが、専門は城と城下町ですので、石垣に特化しているわけではないですが、所属している部会が文化財というパートですので、下地の方の何かそこらへんの発言を期待されていることでしょうかから、その立場に即して、ちょっと教えていただきたい点がいくつかございます。先程西嶋委員からもありましたが、おそらく私の感覚では、城郭を含めて日本の文化財の保全の根本的な計画を立てている最中に、これだけ未曾有の外的な要因での震災というのが途中で起きてしまって、これから復旧していく方向性の中で、できるだけ整合性を保たなければならないという急転換の方針を強いられた、その中でも現計画を立て直していこうという努力をされている部会及び事務局の方々にまずもって敬意を表したいと思います。これはとても複雑な努力をされていると思いますし、今までも経験がなかったろうと思います。大変な仕事だろうと思いますが、それを踏まえた上で、今日最初に事務局からご説明をいただいた資料の中でパブリックコメント、資料1で裏の方で出された市民の意見に対する本市の考え方の案というものなので、ちょっと気になったのが、熊本城の、先程のゾーニングの問題もあるんですけれども、本来の近世城郭の枢要になる要素を保存していくための計画であるわけです。当然のことながら、何を残していけばいいのかという部分の明確性なんですよ。西南戦争遺跡としての云々ということがあります。確かに歴史的経緯がございます、この場合は。それに対する青字の「本市の考え方」の回答で、「西南戦争までの遺構を保存していくこととしました」とあるんですね。その次の、「それ以降についても遺構の時期にしたがった表示等を行います」という言葉の意味なわけでありまして。災害復旧、いわゆる崩れたものを元の通りに戻すという方針に基づいて、今災害復旧も同時並行的に行っているわけですが、この場合は一般整備というかたちでの熊本城の常時整備の方針性を謳っているものなわけですね。これに対応する計画素案の中ではどれにあたるかなと思って事前に送っていただいた保存活用計画の素案と対比すると、その中の143頁に整備の基準時期についての記述がございます。おそらくこれは各地区で横断的に適応されるべき「いつの時代の遺構を優先して直していくのか」、これに従っての先程のパブリックコメントの回答の内容だろうと想像するのですが、その中の説明を中ほど上から6行目、「史料で確認できる幕末期を原則として基準時期とする」。これはおそらく近世城郭の典型であるというふうに、指定要件の中で評価されている、熊本城のいわば真正性を構成している最低限要素、城郭として生きていた時代の江戸時代の要素というものの位置、ここを言っているのだろうと思う。但し、西南戦争というその後の廃城の特異な経緯もあるのでこれもと。これについては、次の144頁に「主として活用のための整備について」ということで、石垣を対象にしています。ここの石垣に関する取り扱いの文章の中では、やはり整合するかたちで、それは記載されているわけですね。徳川期石垣の特徴だけではなく、西南戦争時の改変についても十分調査研究を行って適切に対応する。これは一致するわけです。ところが戻っていただいて143頁の整備の基準についてのこの文章後半の意味がちょっとよくわからない。「明治以降の熊本城の歴史も」ということは、大正も昭和も近現代もというふうに含めてますが、「発掘調査を元に遺構表示を行う場合は、その遺構の時期に従うものである」、その遺構とは何を指しているのか。時期に従うというのはどういう判断内容を言っておられるのか。つまりは、30年という長さの中での対象にしていく過程の上で、近世に作られたものではなく西南戦争において作られた痕跡でもない。いわばトイレもそうですし、花壇もそうですし、道路だってそうです、ベンチだってそうですけれども、</p>

	<p>こういうもの自体を遺構という対象として捉えているのか。それともここには、熊本城の城跡というものを近世の城郭の構成要素として重要なものを残すためにとられた措置であれば、昭和であろうと大正であろうと地下から出てくる痕跡は「こういうものですよ」という明示をして表示していくという方針としていくのか。そうすると各ゾーンの中の、先程の明治・大正以降に持ち込まれた遺構をどう扱うかという部分との基準というか線引きの問題がよくわからないわけです。要は、私が心配しているのは、一方では災害復旧の計画が作られていく、災害復旧の場合、実は並行して行っております文化財修復検討部会の議論の中で、壊れた石垣や遺構をいつの段階まで戻すのかということを相当議論しました。実は1年で。それをきちんと成文化するべきだという話があったのですが、結論としては都市計画法や文化財保護法上の災害復旧の理念、つまり災害が起きる直前のかたちを復元として目指していく。つまりは、西南戦争の時に積み替えられた石垣も、昭和・大正の時の石垣も、現在の公園として維持されているときに積み替えられた痕跡も、合わせて戻すというかたちなんだろうと。これは珍しいことではなく、従前行われている災害復旧の場合の基礎的な理念ですから、あくまでも、震災で崩れたものの復興ということでは認めるべきといいますか、慣例に即していればあったことです。今回作っているのはそれではなく常時の整備方針についてのバイブルですから、この中で西南戦争以降の新しいものを遺構としてその時期に従うというのはどういうふうに取り扱っていくのか。この上位計画に基づいて、復元の基本的な計画というものは整合して整えていかなければなりませんから。この一致性と実際に運用する際は、整備の対象だけではなく、将来別の地区で地下から大正の遺構が出てきてしまった、でもこれに則すと残さなくてはいけない、整備して、わかりやすく表示していかなくてはならないという解釈になるのか。それとも、いや熊本城の城郭自体とは違うし、公園の維持の機能としては促進性がないからこれは捨てますというように、つまりその場その場の場当たりの判断基準になりかねないので、このあたりの解釈をちょっとご説明いただけますでしょうか。成文化して成立させないというよりも、この場の議事録が残るようなかたちで、こういうふうな捉え方で親の計画は考えていきます、整備として復元していく震災に対応する方針についてはこう考えていきますと明確にしておかないと、早晚混乱が出るような気がしてならないですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>調査研究センターの網田です。この143頁の「明治以降の熊本城の歴史も重要であり」という件に関しては、直接的にイメージしているのは、城彩苑の中で発掘調査を行った時にレンガ造りの建物が出てきて、その遺構が熊本城のその後の明治以降の歴史の一端を示すものとして、「これは展示して説明する価値があるものではないか」という認識から生まれている部分だと思います。整備事業として計画を立てて熊本城の中で整備をしていくにあたっては、幕末の時期を基準として計画を立てていくということであると。それが原則であると思っておりますが、どこかで発掘調査を行った時に、それよりも後の時代の遺構が出てきて、それが西南戦争以降なので記録保存で済ませることばかりではなく、やはりその重要性やそういった残り具合などもそうだと思うのですが、状況によってそれが現状保存をして遺構の表示などといったことをすることで、熊本城の理解や価値が高まるものだとすれば、当然それは整備の対象になることもあるという認識があったものですから、直接的な言い方ではないかもしれませんが、そういう軍の時代のものも念頭に入れて、こういう「発掘調査の成果に基づいて展示を行う場合は」という意味で書いたところです。ですので、その後の公園利用の中で便益施設として作られたもの、そういったものの痕跡を遺構として表示していくといった意図で書いているものではないです。また、表示ということで、複数の時期の表示をすることになるためというのは、石垣だとか建物もそうですが、や</p>

	<p>はり幕末に整備の基準を設けていたとしても現実に目の前にあるものが全て、石垣なども含めて幕末のものであるとは限らないものですから、それぞれのところで見学者の方が、これはいつの時代のものだとか、そういったものが明確に出来るような表示が必要だろうと。表示というものは理解のための表示というのと、遺構の保存整備をした表示と複数の意味があるかと思います。ちょっとわかりにくい表現になっているかもしれませんが、意図としてはそういうことです。</p>
宮武委員	<p>そうすると、つまりは熊本城自体の城郭としての特殊性を維持し、その理解の促進に関係するものに限ってという解釈が正しいでしょうね。発掘調査して、先程レンガ造りの建物という一つの典型的事例を出しましたが、それだけではなく調査して下から出てくる遺構の内容と性格があくまでも熊本城のある近世城郭の城跡の保全と理解にプラスであると、そういうものに関してのみはという上位的な解釈があるという理解に立っていいですか。</p>
事務局	<p>はい、そうだと思っています。そういう明治以降のものが出てきた時に、一律に、これは全然必要ないだとかそういうことではなく、きちんと熊本城の価値を高めるものだとか、こういう委員会の場で議論すべきことだとは思いますが、一つ一つ、そういう丁寧な対応をしていきたいという意味です。</p>
宮武委員	<p>そこの部分の確認がとれないと。おそらく20年30年というスパンは担当者自体も変わるんですよ、行政としては。そうすると、その時この上位計画自体がマニュアルでありバイブルですから、これに記載されている内容がそのまま右から左に行く可能性がある。ですから、パブコメの青い字で書かれているものですね、そのあたりのニュアンスは省略されてはいるとは承知しているのですが、それ以降についての、遺構の時期に従った表示を行うという部分にはよほど集約した書き方なんだろうとは思いますが、あくまでも、色々な雑駁な要素が入ってきて、その集合体であるこの熊本城内の中でもって、西南戦争時に明らかに戦争の内容を語る歴史的遺産としての性格をもった痕跡よりも古いもの、これについて積極的に保全していく、その後のものについてはそれを補佐的に証明する、補佐的な価値として付加するというものに関して誤解のないようなかたちで表示の方法を取替えながら、その都度保全方法の検討をしていくと。そういう理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、その通りだと思います。</p>
平井委員長	<p>他にはございませんでしょうか。</p>
和田委員	<p>この熊本地震は色々な地震学者が6000年に一度の地震だと言っていますので、あと6000年来ないということならいいと思うんですけども。あれだけのことがあって、神戸の地震を思い出すと、6時15分くらい前で、新幹線は走ってなかったんですが、もしあれが6時少し過ぎていたら高架橋がたくさん落ちましたから大変なことになったと思うんです。今回の熊本地震も一度目は夜の9時頃で、二度目は夜中過ぎてて、ひどかったんですが、私も歴史のあることは凄く大事だとは思いますが、この3枚目の中に、もう一度同じ熊本地震が来ても、中にいらっしやる、観光で来られている方たちの命を守るというような雰囲気のこと、あまり書いてなくて。地震災害の記録を残すということばかり書いてあって、今色々取り組んでらっしゃる時にいつも悩ましいのが、昼間に来たらどうするということを考えると、同じように戻したのでは危ない場所があるかなと思いつつ、私も歴史は歴史で大事なので、何が何でも今風でもいいと主張するつもりもないんですけど、例えば触ってもいいかいけないかというような現状変更などの取り扱いのところでも、安全性のためには仕方ないとか、活用という意味では、どうしても危ない石垣の下には近寄らないようにするとか、そういうことが許されるのかとか、宮武先生が前</p>

	<p>回の部会で、「安全安全ばかり言ったら熊本城に誰も入らない方が一番安全だ」とおっしゃっていたんですが、そんなことまでしなくても、適切な答えがあると思うんですが、文化財の資料、事前に送っていただいた中に、許される範囲で養生にするとか、明らかに歴史を守るために元通り作るけど、そこには近寄らないようにするとか、そんなことがどこにも書いていないので、今上位概念っておっしゃったけど、この他の日本の城にも及んでしまうのかもしれませんが、何か、その400年前の熊本城は武士のための建物で観光物ではないので、全く同じに戻せばいいというのちょっと乱暴かなとも思うんですが、これがもし一番上の計画だとしたら、そこに何か安全性の何かがあってもいいなと感じたんですけれども。その次の方に色々書いてあるから、ここにあまりそういうこと書かないほうがいいということなら、それでいいと思いますが。</p>
事務局	<p>そのことですが、この保存活用計画が、地震があったのですが、そのことの必要な記載はしていますが、本質的には基本的・普遍的なものを定めるものですので、そこで地震の有無に関わらず、基本的にはこうあるべきということの、基本的なことを記載しており、地震後の具体的な活用・整備については、もう一つの計画である復旧基本計画において個別・具体的に述べさせていただきます。</p>
和田委員	<p>それでいいと思うんですが、やはり毛利委員のようにずっと熊本にいらっやって、地震が怖いからここは入ったらいけませんという場所があちこちに出来てしまうのがいいのか、もうちょっと歴史を壊さない範囲で改良し、なるべく色々な人が色々なところに行けるようにした方がいいのか、大事なことだとは思いますが。新幹線にしてみれば、その後中越地震でも脱線したりして、JRは色々と落ち度も多いですが、新幹線の一番古いのはちゃんと耐震補強したりして直します。お城が出来て400年というのは人間の命のスケールから見ると長いですが、地震の頻度からすると400年というのはある意味あつという間な感じで、どこまで対処すればいいか哲学になってしまっ。ここに書かなくてもいいですけど、忘れないでほしいと思います。</p>
事務局	<p>今の和田委員からのご指摘なのですが、今年度保存活用計画の書く範囲というのは濱田文化振興課長が言った通りで、また復旧基本計画というのを今年度定めさせていただきます。その後、それぞれの修復事業の中で石垣の崩壊原因の究明や、そういう調査研究が進んでいく中で、これからの整備や運営のあり方、そして防災の考え方とかそういったものが出てくるかと思っております。そういったところの、将来のそういう計画とかルールづくりというのを、この保存活用計画の改訂や追加というところで定めるのか、あるいは別の防災計画というものに熊本城内の防災計画あるいは整備計画、そういった形をとるのかということもこれから議論していくことだと思っておりますので、そういった論点を忘れないように努めていきたいと思っております。</p>
宮武委員	<p>今の件と全く同じことなのですが、和田さんのご指摘の通りで、私この前の部会でそんな乱暴なこと言ったかなという記憶はあるのですが、課長さんの今のご説明の通りで、あくまでこの段階での基本計画では防災も含めた理念を出すかたちでもって。網田さんのご説明にもありました通り、これから進んでいく損壊自体の原因や直接的な崩壊のメカニズムなどという中でこの対処法などをこれから考えていかないといけない。テクニカルな工程だと思いますね。私はここから先、新しい概念かもしれませんが、どうしても近世以前の前近代的な建築技法に基づく石垣であれ建造物であれ、これは柔構造、動くのが前提のものだっていう、揺さぶられることで保たれるという概念の中で造られているものですから、防災という部分の理念でいくと、それを動かさないようにがっちり固めるといふかたちのものに行きかねないんですよ。そうではなく、あくまでも減災、いかに被害自体が出たとしても人的なものが最小限に抑えられるかというソフトとハー</p>

	<p>ドを含めた方向での立案、こちらの方に舵を切るんだということを謳っておいてもいいのかなと思うんですね。その内容のテクニクについては、先程網田さんがおっしゃった通り、これから出てくる色々なデータに基づいて、具体的にこういう、例えば石垣からどれくらい離しますとか、景観的に邪魔にならないような、白河小峰城の事例であったのですが、崩壊した石垣の真下にたまたまあった細い花壇のパイプ一つだけで、石が退けてるんですね。ほんのわずかな細長い障害物であっても、そのおかげで石材自体の倒壊の範囲が分散しているという事例もあるようですね。そういう事例も含めた、壊れなくするのではなくて、被害が最小限に食い止められる、災害の度合いを減じていく方策をとって行くんだという方針を出してもいいのかなという、そういうふうには思いました。今のところざっと見ていただくと、確かに153頁以降の熊本地震に対応する記述内容の中では、被災履歴をカウントし、これから対応するための色々な調査をしますというようなことは書いているんですが、防災・減災についてはこういう理念でいきますということは明記されていないので、親の段階でこれはふれておいた方がよろしいのではないかと。そして細かな部分についてはこれから踏み込んでいくと。そういう考えが一つはご検討いただければどうなんだろうと思いますが。</p>
事務局	<p>文化振興課小関と申します。素案の131頁から133頁にかけて防災計画ということで示させていただいたものがありまして、そのうちの132頁の2の(2)の部分に減災ということで、考え方ということで具体的な部分でないのですが、特に133頁の耐震・台風対策というところで減災の考え方も意識した策定が必要であると、考えの位置づけの部分は記載させていただいたことになっておりますので、また具体的な内容については先程申しましたとおり個別の計画ですが、この計画の中ではここまでの記載で留めさせていただいたというところで。</p>
山尾委員	<p>活用と整備のところの139頁に整備の話があるんです。その前の135頁には、これで熊本城の復旧基本計画、これによって活用と整備、復旧・復元を主に書くということになります。そうすると、今からだいたい20年かかるという状況になると、ここに書かれた整備はほとんどその30年のうちのほとんどこれに関わるのではないかと。そうすると、ここに書いている意味のことは本当に今の段階で必要なのか、具体的にはそちらのことをここに一定程度書いた方がいいのではないかと気がしました。やはり、整備というのは本当にそれが終わってから本来できる話ではないかなと思いつつ、震災前の状況の整備のあり方で、本当によろしいのかなという気がします。これが5年ぐらいで終わるといふのならこれでよろしいですが、これから20年以上かかるとなると、本当にそれは、ここに書かれている内容は実施されるまでにはまだまだ復旧というのが基本的には大部分を占めてしまうのではないかなという気がします。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>調査研究センターの網田です。確かに、復旧の後にこの整備の原則に入っていくとなるとそうだと思うのですが、やはり復旧事業の中で、その時にやっておかなければならない整備だとか、そういったものもこれから見えてくると思いますし、議論していくものだと思います。そうした中で、地震が起きる前のこの委員会で議論して、地震が起きる前の環境ではありますが、その時に整備のあり方をどういうふうにまとめたのかということは、やはり一度この段階で示させていただいて、それとはまた別に復旧事業の中で見えてくる整備のあり方でやっていかなくてはいけないこと、また今回書いていることにどういう部分が必要になってくるのかというのをやはりこれから議論していくためにも、ここはこの表記は残しておきたいと思ったところです。</p>
山尾委員	<p>そうすると、もう少しそのあたり復旧に関わって並行してやっていますというところが、ここに書かれた方が、もっとわかりやすいんじゃないのか。それを書く必要がないと言われれば、これ</p>

	<p>を読むだけでも、本当にそれでいいのかというのは、ちょっと。これだけ読まれた方は復旧基本計画まで全て一緒に読んでいるのかということが、ちょっとよくわかりません。これだけで単独でもう効果があるというか、これが一番メインになってしまうような可能性があるような気がするんですが、そういう意味では、何かもう少し記述追加はあった方がわかりやすいのではないかという気がします。</p>
事務局	<p>文化振興課小関です。以前にもご指摘いただいて、復旧基本計画だけを見る方、保存活用計画だけ見る方がいらっしゃるということをご指摘いただいて、整備の第五章の頭の部分には、両方見て、復旧基本計画まで定めているというふうには書いておりますけれども、整備の部分について、奥の部分に入っていくと、頭の部分がみえないというのはおっしゃる通りと思いますので、整備の節の部分についてもわかるようなかたちで記載をさせていただければと思いますので、お願いします。</p>
西嶋委員	<p>色々ご指摘があっておりまして、これは基本計画と命名されているわけですが、色々ご指摘の中では「考え方を示したものです」というふうなご説明になる場面も先程あっているわけですね。皆様からご指摘がされているようにこれだけ大きな、様々な変化といいますか激震といいますか要因が横たわっているということは、相当この運用において色々な変更点や工夫が求められているというお話なのかなと思うんです。先程からの繰り返しになりますが、これはやはりこまめに対応・情報共有、皆さんの知見をいただくという機会をつくる必要があるということをおっしゃっているのかなど。ですから、この委員会は計画の検討委員会ということではなくて、保存活用委員会ですので、これはずっと保存活用は続いていくわけですね。ですから、事務局にお願いしたいのは、ある程度の頻度を上げて、折にふれて皆さんの知見をいただくということをお約束していただきたい。前回委員会があったのは去年の4月17日ですよ。私は何回も本委員会を開いてくださいというふうに事務方をお願いしているわけですよ。これだけの劇的な変化や、ジェーンズ邸はじめ地域特有の問題が浮かび上がってきているわけですから。今後やはり機敏に対応をしていただいて、皆さんの知見をいただいて、たぶん先程ご指摘があったように、よそでなかったような考え方とか取り組みというのが、熊本城・熊本の城下町では求められているということ、ご指摘を委員の方々からいただいているところだと思いますが、そういう見地に立って委員会対応、市民との情報共有を、地域の活性化も含めて進めていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>これからの委員会のあり方ということになってくるんだと思います。今日の次第のところにあります「その他」の一番最後の「30年度の委員会のあり方について」のこちらからのご提案をということで、今西嶋委員がおっしゃったようなところの話になると思いますので、その時にまた説明させていただければと思います。</p>
平井委員長	<p>先程の事務局の説明の中で気になったところがありまして、「これから調査研究をして」といつもそうおっしゃるんですね。これから調査研究をしてというのが2年間経ってしまって、2年間何もしないで調査研究しないで過ぎてしまったというふうに私は考えておりますが、復旧に対して色々な問題が山積しているはずだと思います。石垣を復旧するにはどうすればいいのか、そういうふうなことについての調査研究は今のところどういう状況にあるのでしょうか。事務局に伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>熊本城総合事務所の津曲でございます。委員長がおっしゃったように、調査研究部門は大変重要なことである一方、大変複雑になってまいります。熊本城というのは一つの熊本地方だけということではなくて、全国的な影響もどんどん変わっていくと思います。今度の地震での建物あるい</p>

	<p>は石垣との関係であるとか、そういう複雑なことにもなってくると思います。そういうこともございまして、私ども熊本市といたしましても国と連携しなければ、この問題は進まないというふうに認識をいたしております。そういう観点で、具体的には文化庁の方々ということになりますが、今話を進めております。どのような方法、どのような内容を検討するかということを決め、一方で進めておりますので、先生がおっしゃったことをないがしろにしているわけではございません。一方で、今熊本城の復旧を手がけておりますが、そういう部門についても、同時並行で進めているというところで、ご理解いただけたらと思います。</p>
平井委員長	<p>なかなか進まないのでもいつも気になっているところで、「調査研究が進まない限り、復旧はできない」と考えているものですから。どういうのがいいのかわかりませんが、例えば復元の時のほうが、これから天守閣と同じように、「瓦礫層を入れないと絶対に安全には作れない」なんていうことも当然あると思うんです。ということになると、それがだめだというふうに言われると、復元建物はこれから一切作らないということに戻さないとということに考えないといけないと思います。そういう点で非常に基礎的な問題なので、これまで2年間空転してしまったということは、大変時間の無駄をしたんだろうと思っているのですが、一日も早く調査研究に対しては着手していただきたい。文化庁の全国的な問題には確かに関わるんですが、これはもう熊本で極めて重要な一番大事な問題なので、調査研究というのは、他のこととは別にちゃんと進められるはずですから、そのへんをぜひ宜しくお願いします。</p>
毛利委員	<p>先程網田副所長からも説明がありました。特別史跡の熊本城域をこれから復元することについても関係するのですが、私が先程お願いした資料の提出は来年度に発行になる資料の方でわかるようになるかと理解してよろしいですか。</p>
事務局	<p>印刷物として総括報告書となるのは来年度ですが、その前に図面等が必要でしたら、こちらの方からご提供するようにします。</p>
毛利委員	<p>できましたら、この保存活用委員の先生方全員に、どういうものが幕末の頃にあったのか、千葉城地区、本丸以外でいいです。三の丸・二の丸・新町・古城地区に幕末当時に現存していた建物がわかるように地図の上に落としていただくと、ありがたいです。</p>
事務局	<p>わかりました。対応します。</p>
西嶋委員	<p>今に加えて、明治の初めも入れてください。先程ご説明があっていましたがけれども、この城彩苑が設置される前に発掘調査をされたことによって、明治の遺構がこの下に見つかって、私も報告書をいただいておりますので、そういう事実が出て、色々方針が変更されたり、考え方が変えられたりしている事実が、先程ご紹介もあっておりましたので、やはり明治にはどういうものがあったということのをわれわれも理解して、今後の重層的な歴史の層というものをどういうふうに具現化していくかという検討は必要だとは思っていますので、そこまでおさえていただきたいと思います。</p>

和田委員	先程平井委員長がおっしゃったことで、全国で同じことを許される・許されないということによって、議論が止まってしまうというのは非常にもったいないと思うんですが。ちょっと話が飛んちゃうようなんですがハワイの大きな波で波乗りしているシーン見たことあると思うんですが、あの10メートル20メートルの波頭が、同時に何十メートル何百メートルで一遍に波頭にはならないですね。どこかが崩れると、全体が。物事というのを全部一遍に変えようと思ったら大変なので、歴史を壊すということはしてはいけませんが、何かこういう大きな出来事があった時に、一歩誰かが踏み出さないと、いつまでたっても拘束されて動けなくなってしまうので、文化庁の方も心広くなっただけであればいいなと思います。色々な数値解析は、平井先生ご心配の、この一年の間にやっていたんですが、できれば実験とかそういうことに取り組んでいけたらいいなと思います。
平井委員長	他にはございますか、大丈夫ですか。一応皆様方からの意見は出尽くしたと考えてよろしいですか。一応そういうことで、事務局の方で考え直していただくこともあろうかと思えます。計画策定部会の報告はこれで終わりにさせていただきたいと思えますが、よろしいですか。それではこの報告は終わりにさせていただきます。

次第3	審議事項 各専門部会の検討事項報告に対する審議 文化財修復検討部会（資料2）
平井委員長	次は文化財修復検討部会についての報告をいただきます。
山尾委員	今日は田中部会長が欠席ですので、私山尾が代わりにご報告します。資料2の1・2・3の部分は私が説明し、4の詳細な説明の方は事務局の方でします。 資料2の1～3について、山尾委員より説明
事務局	資料2の4について、事務局より説明
平井委員	では、委員の皆様からご意見を伺いたいと思えます。
和田委員	平井委員長が前からおっしゃっているように、石垣の上に建物が載っていた方がいいのか、載っていない方がいいのか、コンクリートのスラブがあった方がいいのか、ない方がいいのか、まだ皆悩んでいるところなので、早く解決に向けて頑張らなくてはいけないと思っております。今、どれが正解と誰も言えない辛いところなんですね。お世話になりますけれども宜しくお願いします。
平井委員長	資料2の4の「主な説明内容と意見」の中の一つ目のところですが、一番下に「平成28年熊本地震による被災建造物復旧の原則について」と書いてありますが、この被災建造物がなぜ文化財と文化財でないものと区別しないんですか。しなくてもいいと考えてらっしゃるんですか。重要文化財の建物も、復元建物も同じ考え方で今後復旧手法を考えていくということを言っているわけですね。それで宜しいですね。
事務局	熊本城総合事務所の古賀でございます。こちらの報告のペーパーには詳しいものを書いていませんが、見づらいんですがあちらに投影しているパワーポイントの方に詳しい内容を書いておまして、平井委員長がおっしゃったように、重要文化財建造物というのが基本にあって、その下に再建・復元建造物についてというかたちで記載させていただいております。特に復元建造物については石垣への影響であったり、建造物への安全性を十分検証した上で復旧方法を検討するというようなかたちで、重要文化財と分けるようなかたちで記載させていただいております。
平井委員長	そういうことはわかるのですが、実際にはどういうものなんでしょうか。結局、重要文化財建造物も石垣とともに壊れたものもあるわけですし、その点のところはどうなんですか。

事務局	<p>先程和田委員からもおっしゃっていただいたように、今後石垣と建造物の関係性といいますか、そういったものを検証しながら、復旧の方針というものを、重要文化財建造物が優先ですし、復元建造物についても、そのあたりを踏まえながら復旧のことについても考えさせていただきたいと思います。</p>
平井委員長	<p>色々検討しなければわからないことは確かにそうなのでしょうけど、現実問題として飯田丸の五階櫓を見てみると、荷重がかかったところの石垣だけが残っているわけですね。ということはやっぱり荷重をかけておかないといけないということも一つのはっきりした例なんじゃないかと私は思っているのですが、このあたりを考えながらちゃんと研究を進めていただきたい。それはもう、2年間空費したのはもったいない話で、はじめからわかっていることなので、どんどんそのへんは調査研究を進めていただきたい。常に建物ごとに調査研究の期間がありますとおっしゃるんだけどもそうじゃなくて、根本的な問題を解決しない限り一つも進まないと思うものですから。石垣も、どうやって耐震補強をするかというのは大問題だと思うんですね。元の通り戻せばいいということは確かにそう。文化財ですからその通りなんだと思うんですが、元の通りに戻しましょうということは、やはり同じような地震が来たときにまた壊れたら、元の通りだったという証明になるわけですから。それでよければそれでいいんです。そうでなくて、やはり安全や色々なことを考えるとすれば、まずは石垣の補強をどう考えるか、一頃は石垣の裏に裏込め石をたくさん入れれば大丈夫だと文化庁の方々はおっしゃっていたのですが、それはもう全くだめだということがわかったわけですし、根本的なことをちゃんと研究していただかないとだめなので、熊本で研究していただかなければ他ではやってもらえそうにないことですし、まず熊本城を直すことが一番大事なことなので、そのへんどうぞ宜しくお願いします。</p>
宮武委員	<p>今石垣の話がちょっと出てきましたね。それより前に、先程私がくどくど断ったことがまた再び出たような気がします。現存している建造物と鉄筋コンクリートで復元した建物についての線引きはどうなんですかというのは、先程私が確認させていただいた件にもだぶるわけですし、熊本城の構成要素としてその理解の促進にそぐうというものであれば同列なのですよ。ですからそういうふうに建物についても取り扱いと解釈についての矛盾が出ないように整理をしてくださいということなんです。先程のご説明でいったならば、両方とも同じ価値ですよ。ということは、下の石垣よりも優先されるのですか。矛盾が出ますから。ですから、くれぐれも取り扱う対象というものを曖昧にしないでいただきたい。絶対、途中で頓挫しますので。その上で、先生の今言われた石垣について、これは熊本城側で、大変でしょうけど積極的にやっていただきたいと思うのが、先だって1月に福島県の小峰城で全国の石垣修理の結果を検証するために年に1回行われる全国会議があったわけです。文化庁と白河市で。そして、小峰城ですから主題としては「震災に対する城郭石垣の対応について」だったのですが、こういうふうに復元しましたという方針の確認はできたんですよ。ところが、その場で議論の中で発言する時間がなかったものであれなんです。実は、それより前から、平成の一桁から伝統的技術といわれるものに則って、仙台城の本丸の高石垣や肥前名護屋、被災された東北地方だと他に盛岡もあるのですが、大丈夫だった石垣もあるんですよ。現に平成からその伝統的技術に基づいて修復したもので、今回の大きな震災で全然ゆるみがなかった、耐え抜いたという事例がいくつかあるのですが、実はその耐え抜いた方の検証が全く出来ていないんです。どういう点が良くて保たれたのかという分析も議論もゼロなんです。これが大変重要な問題だろうと痛感して帰ってきたのですが、壊れた方の検証は元より必要なんですけれども、耐えられた原因を、まだどこも議論していない。できたら熊本城の方で踏み込んで、東北震災の影響を受けつつも、無事だった伝統的工法に基づく石垣の、それぞ</p>

	れの構成原因といたしますか、ここを踏まえた上で参考事例として積極的に情報収集していただきたいなど。
事務局	熊本城総合事務所の津曲でございます。宮武委員、和田委員からご指摘いただいて、ご意見をいただいて、色々なケースがあるというのが、今回考えられると思います。熊本城だけとっても色々ありますし、全国的に見ても色々なケースを見なければいけないと。とにかく、今整理をしなければ、かなり色々な情報が入っている中で、整理がなされていない状況ですので、私どもも仕切り直しをするわけではございませんけれども、十分な整理をした上で、どのような調査研究が有効であるかということを見極めた上で、選びたいと思います。先程平井委員長のご指摘に対し、国とともに進めると申し上げておりますけれども、そういう整理をしながらしなければいけないと思っておりますので、今後各先生方に色々な情報等をいただきながら進めたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いします。
今村委員	石垣について関連なのですが、復旧は災害前の石垣の状態、また復旧されるんですかね、基本的には。そうしますと同じ石を使った場合に、またこのような大きな地震が来ますと同じように崩壊するというようなことが考えられますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。
事務局	熊本城総合事務所でございます。今村委員がおっしゃった内容につきましては、具体的には文化財修復検討部会での議論の一つともなっております。また明確に一言で「地震の前に戻す」ということを申し上げながら、文化財としての価値を保全し、かつ安全対策をやるという相反したことを踏まえているかと思いますが、今、その方向については議論を進めているというところで、今後また委員会の場で適宜その報告については行いたいと思います。
今村委員	わかりました。それから、実は今回の崩壊の石垣の石の大きさや裏込めの状態、石垣の裏面が人工的に積まれた壁か、もしくは自然の崖面を削ってそこに作られてある石垣か、それと裏込めの厚さ、そういうものについても調査は十分されていますか。
事務局	現在天守閣のところについて、構造解析等色々検討しているのですが、もちろん現地の状況、例えば裏ぐりがどのようなかたちで残っていたのか、そういったところの調査も順次進め、もちろん解析する時にはそういったところの情報を調査して評価するということを考えておりますので、そのようなところを調査しているというかたちになります。
今村委員	それからついでに、先程平井先生がおっしゃっていましたが、崩壊した石垣で、コンクリを打った面と、直に石垣の根石の上に建物が乗った場合、その面でも壊れているところと壊れていないところとの両方あるんです。だからそういうものの規格といたしますか調査といたしますか、そういうことも十分今後の検討になると思いますけれども、いかがですか。
事務局	実際、文化財修復検討部会でもそのようなご意見をいただいております、熊本城の城内で被災の状況を、毀損がありましたので、そういったところを調査して、一概に基礎コンクリートがある方が石垣に対して悪い影響を及ぼすというような傾向は、なかなか一概に傾向的になかったものですから、今後具体的にそういったところを、原因といたしますか、そういったところは考えていかななくてはならないのかなと思っております。
平井委員長	元の通りに戻すということは、同じような地震が来たら同じように壊れてくれば、それで元通りということでしょう。それに対して安全だけ考えておけばいいということなんじゃないかと私は思います。他には何かございませんでしょうか。よろしければ、この部会についての報告をご了承いただいたということでまいります。

次第3	審議事項 各専門部会の検討事項報告に対する審議 天守復興部会（資料3）
平井委員長	では、天守復興部会について、ご報告をいただきたいと思います。
伊東委員	天守復興部会長をしております伊東と申します。天守復興部会とは、その名前からは内容を想像しにくいんですが、天守内部の展示や内装のリニューアルについて検討した部会でございます。資料3について説明
事務局	事務局より資料3について説明
伊東委員	それ以上付け加えることもありませんけれども、きちんと天守の中に何を展示するのかという時に、市の他の博物館等との役割分担というものを改めて考えまして、まずは天守の中には今までは重要文化財の波奈之丸のようなものもありましたので、それはもう天守の内部には置かず、ちゃんと保存環境が整ったところに置いて、重要文化財等は中に置かないという方針と、熊本城でも城彩苑のようなガイダンス施設がありますけれども、それとの役割分担ということで、初めて天守に来る方もいらっしゃるの、「熊本城全体の解説もしつつ、天守を中心にした説明にしましょう」ということで、内容を決めたといいことでございます。特に問題になったのは、地階でありまして、地階穴蔵の部分ですが、穴蔵の部分で、やはり本物の穴蔵の石垣が見える部分はそこしかないということで、それは出来るだけ見せる方向でいく。先程、穴蔵の内部の安全対策の問題も出ましたけれども、それも安全にやっていただくということで、見ていただく方には、ぜひその穴蔵の内部の石垣を見ていただくという展示にしようということにしました。そのためにダンパーなどが多少見えてもいいだろうと、それを隠すような壁は作らないということにしました。その上の階につきましては、AR・VRといった新しい手法を使いながら、既存の城下町模型とか、天守の模型なんかでもできるだけ使っていくという。但し、今まで不十分であった城下町模型の惣曲輪の部分が全部ないので、その部分は補うかたちにするとか、それから、最上階である御上段とかその部分については、その部分をどこに想像するのかとわかるような模型も追加をし、見せることにいたしましょうということで決まりました。それと、近代の部分の展示を充実させると、軍都熊本というような内容も相当あるというようなこともご意見いただきました。明治の地震被害とか、昭和35年の鉄筋コンクリート造の天守の復興ということについても展示コーナーを設けたということでございます。以上です。
平井委員長	ご説明をうかがいましたが、ご質問あればお願いします。
毛利委員	第4回の時に城郭と城下町の模型、今伊東部会長からご説明をいただきました。もう具体的に進んでいるのではないかと思います。私も提案しましたけれども、特別史跡また旧城域、惣構え、こういったものがわかるようなパターンにして、区分けがわかるようにして、その中の、色々な文化財とかそういったものがボタンで表示できる、そういったものが、今回の模型の中に作られているかどうか。直接は関係ないんですが、今年の一月にJRの新幹線の高麗門というところの橋桁に、JRがここに昔高麗門があったということがわかるように大きな60センチ四方の高麗門というのを橋桁に書いているんです。ここに高麗門がありましたと。ここは石垣の発掘調査があった現場ですので、JRもそれを理解して、新幹線の橋桁に。そういうこともありますので、この模型にはわかりやすく表示をしていただきたいと思います。
平井委員長	今のお話は、できればプロジェクションマッピングか何かで模型のところに上から投影していただくと非常にいいのではないかと思います。今はいくらでもそういう技術がありますから。今度は何の説明だというのがわかるようなことを是非やってください。そうすれば、今のご注文にも応えられると思います。

西村委員	<p>天守閣の内部の展示の説明が、今色々ございまして、大変すばらしい内容になるのではないかと思いますけれども、心待ちにしておりますが。あってはならんことですが、災害が起こった場合の避難経路を、誘導灯あたりはもちろん付けられるでしょうけど、想定した避難通路といたしますか、避難計画施設等も、もしよろしければご検討になって。もうすでにご検討されているのでしょうか、もしされていれば、それも提示していただければありがたいかなと思っております。決してあってはならん話ではございますが、震災・火災・色んな災害があるかと思っておりますので、その場合の逃げる方法あるいは、トーチカみたいに避難所をすぐ天守閣の下に置くとか、そのような方法もあるかと思っておりますが、ぜひそのへんも検討・提示をしていただければ幸いです。</p>
平井委員長	<p>今のご質問に対してはいかがですか。お答えいただけますか。</p>
事務局	<p>今お話しいただいた件につきましては、基本的に昭和35年に再建された建造物ですが、今回改修ということで、避難というか防災計画も合わせて既存の建築物でできる範囲、もちろん消防法などに基づいたものができるようなかたちで設置するような方向で、今設計を進めさせていただいているところです。</p>
平井委員長	<p>おそらく建物としては外に逃げない方が地震の時にはよほど安全だと思いますが、展示物が動くでしょうから、動かないようにちゃんと考えていただかないと。展示物で怪我したら困るので、そのへん宜しくどうぞ検討してください。</p>
宮武委員	<p>今のお話にもありましたが、今度石垣部会として石垣を復元するにあたって、例えば穴蔵の内部の基礎部分の補強方法や施工上の手順など、スピードという部分がこれから微妙になります。安全確保のための避難動態についてどういう躯体を入れてどうこうという具体的な話の突合せが、まだなかなか石垣部会の上でも天守部会の上でも相当それぞれができていないように認識しますので、加速度的にその問題が出てくるでしょうから十分これから注意していただいて、齟齬のないようにしていただきたいというのが一点と、これは天守復興部会には関係のないマターなんだろうということで、承知の上でちょっと教えていただきたいのですが、今回課題になっているのが復興天守閣という躯体自体の復元が命題・主題であって、内部の展示についての見直しについての部分は副次的に出てきたものなのだろうと思うんです。ですから、こういう話になっている以上は確認したいのが、天守の展示内容というのがこれから熊本城全体のガイダンス施設の中核に持ってくるという前提なのでしょうか。今までもそうだったのかどうかということなのですが、つまり何を聞きたいかと言いますと、すでに本丸御殿があって、御殿の内部の展示機能がある。さらには、倒壊した宇土櫓の続櫓の中にも色んな懸魚ですとか、模型ですとかの展示物があった。これから復興していく復元建物についても、他の重要文化財対象になっている櫓についても、内部施設でなにがしかのガイダンスや展示機能を持った集合体が、熊本城なのですよ。その中で天守の展示はどう位置づけられているのでしょうか。もっと言えば、これから具体的に30年間で、あるいは30年間よりもはみだす場合もあるでしょうけど、今あげましたそれぞれの建物の中の展示の構想は、一括的にどこの部会が面倒をみるお考えなのでしょうか。今のところ出ているのは、周りの市立博物館や田原坂西南戦争資料館ですとか、関連する博物館展示とのバランスはお考えのようですが、熊本城全体の内部の展示構想の中で、今進めておいで为天守の新しい展示計画は、どのような位置づけでお考えなのでしょうか。</p>
平井委員長	<p>いかがでございましょうか。どこの部会がお答えくださいますか。</p>
事務局	<p>熊本城総合事務所の津曲でございます。先生がおっしゃったことを振り返って、今までどうだった</p>

	<p>たかということも含めて確認をいたしますと、やはり全体的な熊本城全体の話、他の施設との連携は置いておきまして、熊本城の中ではやはりメインになるのは天守閣であったというのは事実でございます。その中で、本丸御殿であるとか、飯田丸、あるいは数寄屋丸ですね、そういう個別の建物でさらにこまめな展示もやっておりました。それは、その建物の部分、例えば本丸御殿であれば本丸御殿の復元に関する資料であるとか、そのエリアで出てきた遺物についてというような、どちらかというと建物固有の個別の展示が今までのパターンだったかなと思っております。先生がおっしゃったように周囲等もあってその中で熊本城の展示をどういうふうにしていくかという、まさにこれは我々がこれから復旧がなって、皆様をお迎えするような開設に向けた動きの中の一つであるかなと思っております。今回いただいた意見も含めまして、まさに今後どう復旧していったらいいかというのを考える目途の重要な要素だと考えておりますので、先生のご意見をいただいた上で、具体的な案をお示しできるような状態ではございませんが、今後そういうことを踏まえて検討していかなければいけないと改めて思ったところです。</p>
宮武委員	<p>当然その保存活用計画の中では、なかなか座りにくいというか、位置づけにくいものなのですから、それは承知の上で、おそらくこの1年2年のこの中で決定していかなければならないもの、例えば展示するサインの様式や、色々な表示方法、城内の中での位置づけや、あらゆる展示の中で汎用性を持たさなければならぬデザインですとかというのが決まってしまうんですね。今後復元されている櫓の中での表示が、また今までやってきたようにその個別の説明だけのサインとデザインだけでいってしまったらバラバラになるのは目に見えているわけです。そういう拡散するような方向性でのストーリーを意識していただいて、この新しく出来てくるパーツというものの自体が、じゃあ他の例えば飯田丸五階櫓を復元してそこまでをどう活用していくかという時に、使うデザインとしては一貫性があるのかとか、そういう意識を持った上でやっていったほうが齟齬がないのではないかと、その点ちょっと考えました。</p>
平井委員長	<p>現在の天守の復興部会についてのご質問があればいいのですが、もうこれ以上はございませんか。よろしいでしょうか。事務局も追加することはありませんね。ないようですので、一応このご報告をご了承いただけますでしょうか。よろしいですね。</p>

次第 4	その他 熊本城復旧状況について（資料 4）
平井委員長	<p>それでは、「その他」に入りますが、実は先程から言われておりますのが、この会場 12 時半までしか借りていないそうですので、もう少ししかございませんが、「その他」ですから、いくら端折っても構いませんので、どうぞ 12 時半までに終わるように。</p>
事務局	資料 4 熊本城復旧状況について説明
平井委員長	ご質問はございますか。ご質問がないようでしたら次に進みます。

次第 4	その他 熊本城復旧基本計画案の概要について（資料 5）
平井委員長	それでは、資料 5 の説明をお願いします。
事務局	資料 5 熊本城復旧基本計画（案）概要版について説明
平井委員長	<p>説明は終わったようですが、これをもう一遍やるとするとかなり時間を取りそうで、あぶないので。12 時半にはとても終わらないかもしれませんが、ご質問あれば伺います。聞いておいたからそれで宜しいというのであれば、それで結構ですが。時間をしっかりとって、個別に質問してくださるそうですので、事務局は対応してください。それでは、この件は終わりにいたします。</p>

次第 4	その他 平成 30 年度の委員会について ほか
平井委員長	それでは、30 年度の委員会の運営のことについて、ご説明をいただきます。
事務局	資料 平成 30 年度の委員会について説明
平井委員長	以上のようなことですので、来年もどうぞ宜しくお願いしますというところなんですけど、一つだけ確かめておきたいのですが、私の立場です。今まで、各部会にはオブザーバーとして参加させていただいていたと思いますが、今回は修復検討部会の委員として参加しろということになるようなんです。
事務局	これは 29 年度の委員会の初めの時に、この規約といいますか要項の方を読みますと、それぞれの委員の中から委員長を選ぶというかたちだったものですから、平井委員長も、まず修復検討部会の方にまず委員として入っていただいて、その中で委員長に就任いただいたというかたちを 29 年度の初めにとっております。変更したわけではございません。
平井委員長	そうですか。それでは、修復検討部会では、委員として発言すればいいということですね。
事務局	はい。宜しくお願いいたします。
平井委員長	それでは、一応これで全部終わりということで、今のご説明でこれでいいと思いますが。それでは事務局の方ではお願いします。
事務局	文化振興課でございます。改めて一点整理をさせていただきます。本日最初に、保存活用計画についてご審議いただきました。その時も申し上げましたが、本日いただいた諸々のご意見について必要な修正箇所がある場合には、部会長と委員長にご相談させていただき、対応させていただきたいと存じます。どうか宜しくお願いいたします。

次第 5	閉会
事務局	<p>本日委員の皆様方には長時間にわたって委員会にご出席いただき、誠にありがとうございました。次年度の委員会の開催については、部会での意見や進捗を踏まえ、委員長と相談の上、適宜委員会を開催することといたしますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、各専門部会につきましては今後各部会長と日程調整を図りながら適宜開催してまいりたいと思っておりますので、宜しくお願いします。その開催時期につきましては、決まり次第ご案内申し上げますので、宜しくお願いします。</p> <p>それでは、以上をもちまして第 2 回特別史跡熊本城跡保存活用委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。</p>

以上